

## 平成18年度事務事業の行政評価概要

### 【評価対象業務の選定方針】

各部の課長補佐級の職員で構成する「長久手町行政改革推進チーム」において、前回各係1事業の評価項目数を3事業に拡大させました。

選定にあたっては、

前回評価を実施したもので、平成18年度においても「継続」して行われている事業「長久手町行政評価推進計画(集中改革プラン)」と関連のある事業系の業務に占める比重の大きい事業

の順に3事業を選びました。

このうち、「長久手町行政改革推進チーム」で、「管理運営に関する事業は残す」、「単年度で完了する事業・法令に基づく事業は除く」という基準のもと、別表「平成18年度行政評価事業一覧表」のとおり、62事業を公表対象としました。

### 【評価方法】

#### 1 1次評価(内部評価)

各事務事業を所管する課が、事業の目的、成果、コストなどを明らかにした上で、事業の見直しの方向性を自己評価しました。

#### 2 外部評価

評価結果の客観性を高めるために、平成19年度第3回長久手町行政改革推進委員会において外部評価を行いました。

評価対象事業については、前回、外部評価を行った町の施策に関わる6事業に加えて、行政改革推進委員により選定された6事業の12事業としました。

### 【評価の概要】

#### 1 全体に対する意見

- (1) 業務名称が、事業費の内容とあわない場合があるので、合わせる必要がある。
- (2) 事業費と業務内容の整合性も検討すべきである。
- (3) 業務の具体的な実施内容・方法については、具体的に記述することが必要である。
- (4) 業務の実施結果の指標が不適切な事業がある。
- (5) 業務の成果の指標が不適切な事業がある。これにより、主観的な自己診断になる。
- (6) 自己診断については、もっと積極的に評価すべきで、悪い評価をつけることも行うべきである。これによって当該事業の問題点・課題を明確にし、予算などへの反映を行っていかねばPDCAサイクルにはなり得ない。
- (7) 総合評価については、その理由を具体的に記述することが必要である。
- (8) 今後の目標・改善方針も具体的に記述すべきである。

## 2 評価結果

	1次評価	外部評価
1. 現状維持	36	4
2. 見直し(拡大)	9	
3. 見直し(縮小)		
4. 見直し(改善)	17	8
5. 見直し(統合)		
6. 廃止		
7. 休止または完了		
計	62	12

## 3 外部評価の意見概要

事業番号	事業名	外部評価	備考
5	ケーブルテレビ番組制作委託事業	客観性を持つことによって説得性のある評価となるので、客観的な指標を選出して自己診断(評価)しなければならない。	前回も外部評価した事業
8	防犯街路灯整備事業に関すること	業務の実施結果、業務の成果指標の適切な選出と、それによる適切な自己診断が望まれる。	〃
12	長久手町サービスコーナー事業	担当者あたりの扱い件数など、客観的な評価指標を選出することが可能であるといえるので、それを明示しなければ内部評価とは言えない。	〃
20	環境マネジメントシステムに関する業務	評価指標は業務の一部しか表していない。 きちんと行うべき業務に対応した指標を必要数選出して自己診断(評価)を行うべきである。	〃
35	平成こども塾事業	評価指標の選出について、実績数を評価指標にしても意味はない。本事業の対象とする母集団のうちどのくらい実施できたか、あるいは目標値を設定して、何%達成したかによって評価を行うべきである。 こうすることで、年度によって具体的な業務内容が異なる場合でも評価の比較が可能となる。	〃
60	給食調理業務	限界に来ている施設の状況が評価に反映されていない。急を要する事業なので、これを内部評価にきちんと明示することが必要である。	〃

事業番号	事業名	外部評価	備考
2	職員の研修・評価に関する事務事業	<p>事業に何を実施したかを明記すべきである。町単独研修への参加人数・費用、町外研修の機関・参加人数・費用などである。評価指標としては参加職員の満足度をアンケートでとっているが、目標が60%は低すぎ、やはり、100%の目標としていかなければならない。</p> <p>また不満足の原因などを押さえることが重要で、これが今後の課題としてあげられる。</p>	新たに委員により選定された事業
10	文化の家施設維持管理業務	<p>業務の内容が「文化事業」と重複する部分があるので、文化の家に関する業務で、きちんと施設の維持管理業務と文化活動に関わる業務に分けることが必要である。</p> <p>また、詳細業務（施設管理・舞台保守・情報・植栽）のそれぞれに関わる業務の実施結果、業務の成果の指標を選出して「客観的」に評価をすることが必要である。</p>	〃
24	ごみ対策に関すること	<p>本事業での事業費はエコハウス建設に関わる単年度のものであるため、本来の事業の実態を表していない。事業として大枠はごみ対策に関することであっても、エコハウス建設と本来のごみ対策に分けるべきである。</p> <p>ごみ対策に関わる事業は、主に、委託業務にも含まれる人件費の使用であるため、それが反映されるような評価指標を選出すべきである。</p>	〃
41	都市景観に関する業務	<p>平成18年度の実績では、景観計画が作成されているが、自己診断における目的の達成状況は、予定通り達成されたのであれば5の評価になるはずである。</p> <p>他の評価基準についても同様である。</p>	〃
48	下水道使用料賦課、徴収事務事業	<p>事業費全額が企業団への委託になるので、町の事業としては未納に対する催告のみの事業となる。したがって、本事業については、未納者への催告の事業になるといえるので、それが明示的になるような、事業評価を行わなければならない。</p> <p>事業については、委託分と未納分の催告を分けるべきであろう。</p>	〃
62	図書館資料整備管理業務	<p>業務の実施結果指標、業務の成果指標が本事業の実態を示す評価指標になっていない。司書を含めた担当者が、平均日当たりどれだけの貸出・返却・書架整理を行っているかなどの指標にすべきである。</p> <p>担当課の現状で限界に近いことを評価によって明示し、人事、予算などへの反映を積極的にすべきである。</p>	〃